

参考-15 計画の実施の参考資料

(活動支援の具体的事例)

○八王子市では、「美しい八王子をつくる会」など町会・自治会を中心に活動する比較的大規模な団体や、個人的に地域活動をしている住民などにより、清掃活動や調査、環境学習などの様々な活動が行われています。このような団体・個人を発掘・登録し、活動に必要な用具の貸し出しや関連資料を提供して支援する「水辺の水護り制度」が、八王子市により設立されています。

図表 A.56 活動支援の取組事例（八王子市水循環計画）

### 八王子市 みまも 水辺の水護り制度

水辺の水護(みまも)り制度は、  
地域の方々や学校・事業者の方などが、身近な水辺の保全のために、水辺を活用して行う市民活動を、市が支援する制度です。

**水辺の市民活動と市の支援**

**清掃活動**

- ・清掃用具や草刈り用具の貸出、支給
- ・ごみの収集、処理

**水辺や水生生物の調査**

- ・調査用具の貸出
- ・市民の活動内容のPRや他の市民活動への情報提供
- ・調査結果の保存、活用

**環境学習・水質調査**

- ・調査用具の貸出、支給
- ・活動団体間の交流、情報交換、情報の共有化

**自然体験学習**

- ・学習用具の貸出
- ・国、都の河川管理者との調整

### みまも 水辺の水護り制度への登録を！

[手続きの流れ]

- ①事前相談
- ②申請・登録申込み
- ③審査・登録証の発行
- ④支援
- ⑤報告

登録希望者  
個人、町会、自治会、市民団体、学校、企業等

水循環整備部 備課

動きかけ  
(連携・協議・申請)

国 東京都

活動する場所は？  
市内の河川、水路、湧水等の身近な水辺。

参加出来る団体等は？  
個人、町会、自治会、市民団体、学校、企業など。

活動の種類は？  
河川、水路などの清掃、草刈  
環境学習、水質、水辺や生きものなどの調査活動  
自然体験学習  
河川、水路などの情報の市への提供（不法投棄、水位、濁りなど）  
湧水などのPRや水辺に関する様々な情報発信活動  
などです。

市の支援は？  
清掃用具や草刈り用具、調査用具などの貸出・支給  
ごみの収集・処理  
ボランティア保険の加入  
国、都の河川管理者との調整  
活動団体の活動内容のPRや活動団体への情報提供  
活動団体間の交流、ネットワーク、情報交換、各種情報のデータ収集・蓄積  
などを支援します。

水辺の水護り制度に参加するには？  
まずは、水循環部水環境整備課まで、お問い合わせ下さい。  
登録申込書の提出をしていただき、市で審査し、認められると登録証を発行します。

お問い合わせ先  
水循環部水環境整備課  
電話：042-620-7291 FAX：042-626-3019

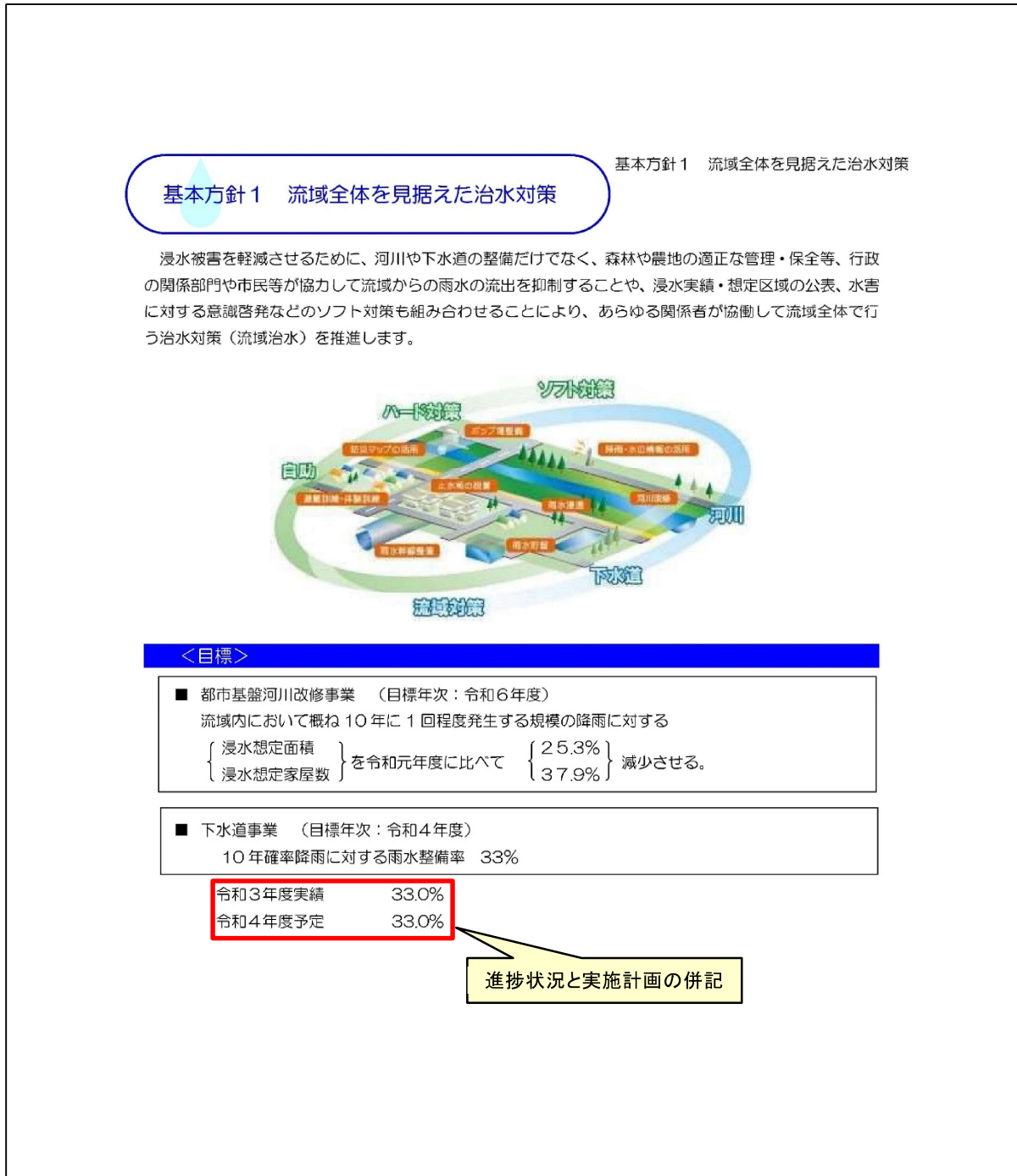
水護り制度  をクリック

(出典：八王子市 HP <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/001/004/p000138.html>)

(モニタリングの実施の具体的事例)

○京都市水共生プランでは、前年度実施した施策の進捗状況と今年度の実施計画を示した年次報告書（行動計画）を毎年作成し、関係者（事業者、団体、住民）と情報共有するためにホームページで公表しています。年に1回、実施内容と施策の進捗状況を公表することで関係者間の情報共有がなされ、より積極的な取組につながることを期待されます。

図表 A.57 年次報告による情報共有（京都市水共生プラン）



(出典：京都市水共生プラン行動指針[R4 年度版] <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000109305.html>)